

## 甲府市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年1月27日

甲府市監査委員

柳 澤 清  
中 村 保 長  
谷 川 義 孝

### 1 監査の種類

随時監査（生活保護費に関する返還金着服について）

### 2 監査の期間

平成21年6月24日から平成21年8月26日まで

### 3 監査の対象・目的

平成21年6月、「生活保護費に関する返還金」着服事件が発覚した。これは、平成18年当時に、福祉部自立支援室生活福祉課に在任していた職員が、担当していた生活保護費受給者（以下「被保護者」という。）からの返還金1,318,782円を、被保護者から直接、現金で受領していたにも関わらず、公金収納の手続きを行わず自らの借金返済のために私的に使用していたものである。

このことは、社会福祉行政の根幹をなす生活保護制度をゆるがす極めて悪質な事件であるため、監査の対象を「生活保護費に関する返還金着服について」とし、今回の事件を引き起こした原因及び事務処理等の状況を調査し、今後二度とこのような事態が起こらないよう、適正かつ適切な事務処理が行われることを目的に実施した。

### 4 監査結果公表日（指摘・要望事項を公表し、改善措置を求めた日）

平成21年8月26日

### 5 措置通知日（指摘・要望事項に対し、どのような措置を講じたのか通知があった日）

平成22年1月13日

### 6 措置通知の内容

#### （1）監査の指摘事項と講じた措置

今回の生活保護費返還金着服事件をあらゆる角度から検証し、再発防止に努められたい。

ア 甲府市財務規則に基づく現金取扱いマニュアルを策定し、的確な出納処理

を行うこと。

**講じた措置**

被保護者が傷病や障害等により、市への返還金を金融機関に納付することが困難な場合には、ケースワーカーが「預り証」の発行を行い、一時的に現金を預かっておりましたが、「預り証」は廃止し、甲府市財務規則に基づき生活福祉課全職員を現金収納員に指定するとともに、新たに現金取扱要領を制定する中で、適正な出納処理に努めております。

イ 収入認定事務については、チェック機能の強化を図り、内部統制が有効に機能する体制づくりを構築すること。

**講じた措置**

収入認定事務につきましては、ケースワーカーによる従来の課税調査に加え、新たに査察指導員による「年金受給資格把握台帳」の整備を行い、これを受け課長及び査察指導員並びに担当ケースワーカーがケース診断会議を開いて収入金額の決定を行うとともに、新たに保護事務係においても、金額及び内容確認を行うなど、チェック機能が有効に働くような対応を図り、適正な事務処理に努めております。

(2) 監査の要望事項と講じた措置

ア 年金の収入状況については、ケース記録表とは別に、年金の種類、番号、受給資格、受給状況等が一覧で把握できる台帳を整備し、管理を徹底すること。

**講じた措置**

査察指導員は、受給者データに基づき「年金受給資格把握台帳」を整備し、管理の徹底を図り、遡及が発生した場合には、ケース診断会議において課長の指示に従い適正な処理に努めております。

イ 管理職等は、保護決定調書、ケース記録表等について確認・点検を強化し、業務の進行管理、ケースワーカーへの指導を徹底すること。

**講じた措置**

管理職及び査察指導員は、保護に関する決定調書・ケース記録・関係帳票書類等の確認・点検をより綿密に行い、的確な進行管理を行う中、ケースワーカーに対する適切な指導の徹底に努めております。

ウ 生活保護申請に伴う相談件数の増加やチェック機能強化へ対応するため、査察指導員の充実を含め、組織体制の見直しを検討すること。

**講じた措置**

組織体制につきましては、生活保護世帯数に基づいた体制の下、業務執行に努めてまいりましたが、急激な雇用情勢の悪化により保護申請も増加していることから、こうした状況に的確に対応できるよう組織体制の充実に努めてまいります。

エ 国から示された「生活保護行政を適正に運営するための手引」等を活用する中で、生活保護行政の適正な運営に積極的に取り組むこと。

**講じた措置**

申請相談から保護の決定に至るまでの対応や現金の取扱いなどにつきましては、国から示された「生活保護行政を適正に運営するための手引」等を活用するとともに、職員相互にケース事例などの情報交換を積極的に行い、生活保護に係る事務処理に遺漏のないよう努めてまいります。

オ 生活保護制度や業務上の課題解決に向けた研修会等を実施し、資質の向上を図ること。また、職場研修（OJT）を活用する中で、経験の少ない職員への育成・指導強化に努めること。

**講じた措置**

職員資質の向上につきましては、「業務の全体把握と遂行能力の向上」をテーマとした職場研修の実施、処遇困難ケースに対するケース診断会議の開催、さらには現業員における「社会福祉主事」資格取得に努めております。

また、県が行う「新人ケースワーカー研修」、「管理職及び査察指導員研修」、「生活保護実務研修」、国が行う「全国ケースワーカー研修」などに積極的に参加し、経験の浅い職員の育成はもとより、職員全体の資質向上と指導強化に努めております。

カ 公務員としての服務、使命、倫理などを再認識させるため、研修等を実施し意識改革に努めること。

**講じた措置**

今事件を踏まえ、改めて公務員倫理及び他法他施策等についての実務研修を実施し、職員の意識改革を図ったところであります。

今後も、職員全体が高い使命感と倫理感を持って業務に当たることを心掛けてまいります。